



第5章 健やかでやすらぎのあるまちづくり



5-1 保健・医療の充実

現況と課題

町民が健やかに暮らせるために、健康であることが重要です。本町における死因で悪性新生物と心疾患が高水準となっています。特定健康診査や各種がん検診の受診をはたらきかけ予防を図っています。一方、母子の健康づくりにも力を入れており、各種健診・予防接種のほか、育児に関する相談窓口を設けています。不妊に悩む方のために、国や県と連携して不妊治療費用の負担軽減にも取り組みます。

心身両面における健康増進ができるよう、PR 活動を行うほか、相談しやすい体制を整えます。

町民アンケートにおいて意見が多い救急医療体制の充実についても、伊都消防組合や地元医師会との連携により充実を図ります。

▼特定死因別死亡者数の推移（主要5死因）

	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	老衰	不慮の事故	自殺	その他の死因
平成30年	17人	7人	7人	2人	3人	9人	3人	4人	18人
令和元年	23人	10人	10人	7人	2人	7人	4人	0人	27人
令和2年	18人	17人	3人	1人	1人	8人	2人	0人	20人
令和3年	19人	12人	8人	2人	1人	4人	5人	0人	19人
令和4年	② 23人	④ 10人	4人	⑤ 6人	2人	③ 15人	4人	1人	① 33人

* 表内の丸数字は、令和4年における死因別死亡者数の順番を示す。但し、上位5番目まで。

資料：和歌山県統計年鑑

▼保健・健康増進活動状況（母子保健）

活動項目	活動内容・対象等
○ 母子健康手帳の交付	保健師面談、母子健康カード作成
○ 妊産婦交流会	概ね1歳児とその母・妊婦の交流会、沐浴実習等個別指導
○ 離乳食指導	4～7ヶ月児、栄養士が個別指導、乳児健診に併設
○ ひよこクラブ	10ヶ月児から未就園児対象の親子教室、集団指導、個別相談
○ 思春期教室	中学生対象 助産師講義「命の尊さと性教育」
○ 乳幼児歯科保健指導	歯科衛生士による指導 健康相談で個別指導年12回 保育所等歯磨き教室年3回

(次ページに続く)

活動項目	活動内容・対象等
○ 発達相談	発達の遅れ、育てにくさのある子、育児不安等、個別発達検査・指導
○ すくすく健康相談	乳幼児と妊産婦、身体測定・保健指導、年12回実施
○ 10、12ヶ月児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 2歳児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 目と耳の健康相談	3歳児健診の事前健診、個別問診
○ 乳幼児健診（乳児健診）	4・6ヶ月、身体測定・保健指導・診察、年6回実施
○ 乳幼児健診（1歳半児健診）	1歳7～8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 乳幼児健診（3歳児健診）	3歳7～8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 家庭訪問	ハイリスク妊婦、新生児全戸訪問、乳幼児、産婦等
○ 産後ケア事業	助産施設・自宅で助産師等によるケア
○ 妊婦健診等受診券交付	妊婦・産婦・多胎妊婦・1ヶ月児健康診査・新生児聴覚検査受診券発行
○ 妊産婦アクセス支援事業	自宅から最寄り分娩施設が遠方の妊婦へ交通費・宿泊費を助成
○ 町出産祝金交付金	こどもの健やかな成長を願い町が交付 経済的子育て支援 要件あり
○ 妊婦のための給付金	妊娠時と出産時にギフト（現金）給付
○ 妊婦の初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦対象 産科医療機関で妊娠の判定に要する費用の助成
○ 不妊治療費助成	一般不妊治療費助成、生殖補助医療先進医療費助成
○ 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	要件を満たす日常生活に支障のある児へ日常生活用具を給付

資料：住民課

▼保健・健康増進活動状況（成人保健）

活動項目	活動内容・対象等
○ ヘルシー大学	成人健康基礎講座、年10回開催 健康推進員養成及びフォローアップ研修併設
○ 食と健康の教室	試食・講座・血圧測定、年12回実施
○ 健康相談	血圧測定、個別保健指導等
○ 脳トレーニング教室	介護予防事業、年10回実施
○ ふれあい会	健康相談の後、ミニ健康教室を実施

（次ページに続く）

活動項目	活動内容・対象等
○ 家庭訪問	精神保健・身障・生活習慣病・高齢者他
○ 特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の国保被保険者 自己負担なし
○ 胃がん・肺がん・大腸がん検診	40歳以上、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 乳がん検診	40歳以上の女性、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 子宮頸がん検診	20歳以上の女性、個別施設検診で自己負担なし
○ ヤング健診	20歳から39歳対象 集団特定健診併設 自己負担なし
○ 肝炎ウイルス検診	40歳以上 肝炎ウイルス検診に相当する検査を受けたことがない人 自己負担なし
○ 歯周病検診	20. 30. 40. 50. 60. 70歳になる当該年度対象 県内医療機関 自己負担なし
○ 生活習慣病重症化予防事業	がん検診以外の集団健診で特定保健指導対象者以外の要指導者へ保健指導
○ 糖尿病性腎症重症化予防事業	40～74歳の国保被保険者 糖尿病要医療受診勧奨 医療機関で栄養保健指導
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	後期高齢者医療被保険者 高血圧要医療者受診勧奨、サロン事業で集団指導等
○ 人間ドック	30代国保被保険者と社保で受診機会のない人 定員あり 町内医療機関で実施
○ 人間ドック助成	人間ドック費用の一部助成 40歳以上の国保被保険者 後期高齢者医療保険被保険者
○ がん患者医療用補整具購入費助成事業	ウィッグ、補整下着等医療用補整具購入の一部助成

資料：住民課

▼保健・健康増進活動状況（予防接種など）

活動項目	活動内容・対象等
○ 定期接種（A類）	接種の努力義務あり ロタウイルス B型肝炎 肺炎球菌 五種混合 二種混合 BCG 麻しん・風しん 水痘 日本脳炎 ヒトパピローマ
○ 定期接種（B類）	希望者に実施 自己負担あり 高齢者 季節性インフルエンザ 高齢者の肺炎球菌 新型コロナウイルス 帯状疱疹
○ 帯状疱疹ワクチン接種費用助成	50歳以上 生ワクチンまたは不活化ワクチン費用を一部助成

資料：住民課

基本方針

町民が自発的に健康づくりに取り組み、健康な生活が送れるような意識啓発を行うとともに、各種健診（検診）の受診率の向上を促し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療が行われるように取組を推進します。

また、母子保健の充実を図り、若い世代が安心して、子どもを生み、子育てできる環境づくりを推進します。

さらに、町民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を進めます。

地域医療・広域治療体制については、町民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣市町と連携を図り、医療体制のシステムづくりや体制づくりを推進します。

主要施策

1 保健・衛生体制の充実

ア 生活習慣病対策の充実

- 特定健康診査・特定保健指導及び各健診と各種がん検診の受診率を向上させるための周知に努め、生活習慣病の予防の充実を図ります。
- 健康に関する講演会や相談窓口の充実など、町民の健康に対する意識啓発・意識向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

イ 母子保健の充実

- 母子ともに安心して暮らせるよう、各種健診・予防接種や相談事業の充実を図るとともに、感染症予防のため、予防接種率の向上に努めます。
- 不妊に悩む方のために、国・県と連携して不妊治療に係る費用負担の軽減を図ります。
- 母子の健康づくりについては、育児に関する不安が解消されるよう相談窓口を充実し、安心して育児ができるよう、一人ひとりに対応した体制を整備します。また、疾病予防など健康面でも安心して対応できるように支援を充実します。

ウ 高齢者等への健康づくり支援

- 疾病や加齢により心身の機能が低下してきた人を対象に、介護予防の視点から機能訓練などを実施し、日常生活の自立と生活の向上を図れるよう支援します。
- 保健サービスと医療・福祉など、他の予防事業と相互調整し、訪問指導事業の充実を図ります。

2 健康づくり活動の推進

ア 健康増進活動の推進

- 市民の総合的な健康保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に努め、メタボリックシンドローム等の予防に向けた取組を推進します。
- 各種がん検診の受診率向上のため、あらゆる機会を活用してPRを推進します。
- 特定健康診査・がん検診などのオンライン予約システムの導入を検討し、健診（検診）率向上を図ります。
- 窓口の対応や電話、家庭訪問等で丁寧に相談を受け必要な制度に繋ぎ、心身共に市民の健康長寿を目指します。

イ 健康管理・増進施設の活用強化

- 健康づくりの意識啓発のため、各種イベントでのPRやセミナーを開催し、健康づくりのきっかけづくりに努めます。
- 本町の健康づくりの拠点としてふるさとセンターの活用を市民に情報提供するとともに、各地域では既存施設を有効活用した健康づくりの拠点を整備します。
- 一人ひとりの年齢や体力に合わせた、無理なく楽しくできる健康づくり事業を実施し、市民の健康維持、向上を促します。

ウ 健康管理・健康相談の充実

- 健康に関する相談・指導、健康教室等を充実させ、生活習慣やライフスタイルの見直しができる機会を提供します。
- 子どもの健康管理に男女ともに積極的に関わり、家族的責任が果たせるように誰もが子どもの健康相談をしやすい体制の充実を図り、子どもの健康関連情報の提供を充実させます。

エ 心の健康づくり

- うつ病やひきこもりなどの心の病への対策のため、相談体制の充実など、心の健康づくりを推進します。

3 救急医療体制の充実

ア 救急医療体制の強化

- 伊都消防組合及び地元医師会など医療機関との連携を強化し、救急医療体制の充実を図ります。

イ 通院ネットワークづくりの推進

- 高齢者世帯などの交通弱者の医療施設等への交通費負担の軽減及び交通手段の確保のため、シルバータクシー助成事業などの支援を充実します。
- 認知症初期集中支援チームの活動により、医療につなげていない認知症への早期対応を図ります。

5-2 社会福祉の充実

現況と課題

本町には第3期九度山町福祉計画（令和6年度（2024年）～令和10年度（2028年））において「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者・障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などへの横断的な支援を推進しています。

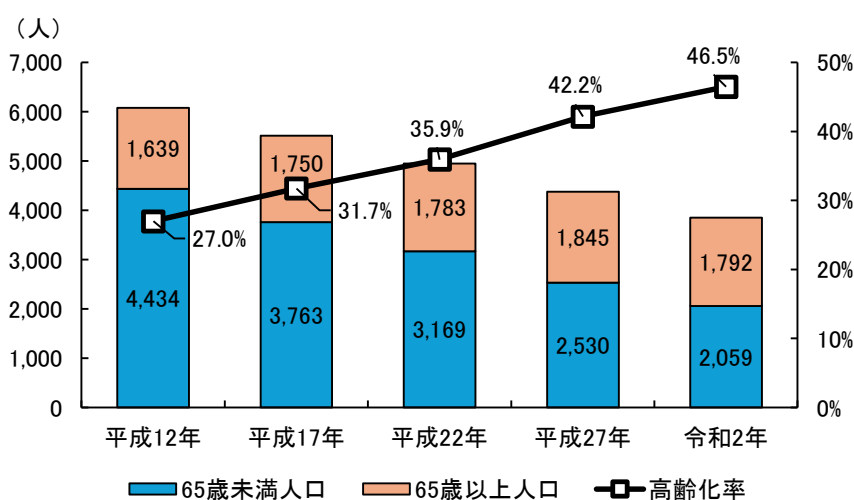
多様化する福祉課題に対応して安心して生活が送れるよう、各福祉分野でのきめ細かなサービスの充実が重要となっています。

▼福祉施策項目一覧

医療費扶助項目	その他の扶助等項目
①老人医療費扶助	①介護扶助
②乳幼児医療費扶助	②重症心身障害者福祉手当
③子ども医療費扶助	③心身障害者扶養共済保険加入扶助
④ひとり親家庭医療費扶助	④重症心身障害児扶助
⑤重度心身障害児（者）医療費扶助	⑤聴覚障害児扶助
⑥更生医療費扶助	⑥ひとり親家庭扶助
⑦特別医療費補助	⑦生活保護者等扶助
⑧育成医療費扶助	⑧原爆被爆者扶助
⑨療養介護医療費扶助	⑨死亡弔慰金
	⑩高齢者住宅改修事業扶助
	⑪介護保険利用者負担額減額扶助
	⑫障害児通所支援事業所等利用者給食費助成扶助

資料：福祉課

▼高齢者人口等の推移



資料：国勢調査

▼高齢者の単身世帯状況

	性別	65歳以上人口	65歳以上単身世帯数	65歳以上単身世帯割合
平成17年	男	730人	59戸	12.6%
	女	1,020人	170戸	
平成22年	男	743人	281戸	16.2%
	女	1,040人		
平成27年	男	775人	321戸	19.5%
	女	1,072人		
令和2年	男	774人	322戸	18.0%
	女	1,018人		

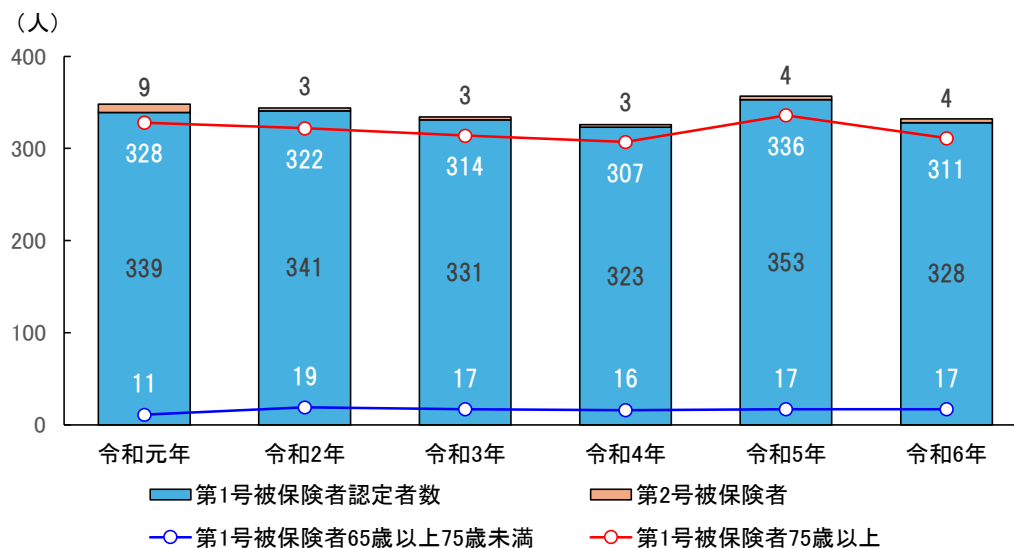
資料：国勢調査

▼高齢者の就業人口

	性別	全就業者数	65歳以上就業者数	全就業者に占める高齢就業者の割合	65歳以上人口に占める就業者割合
平成22年	男	1,289人	290人	22.5%	39.0%
	女	1,037人	218人	21.0%	21.0%
平成27年	男	1,060人	262人	24.7%	33.8%
	女	632人	120人	19.0%	11.2%
令和2年	男	990人	320人	32.3%	41.3%
	女	858人	249人	29.0%	24.5%

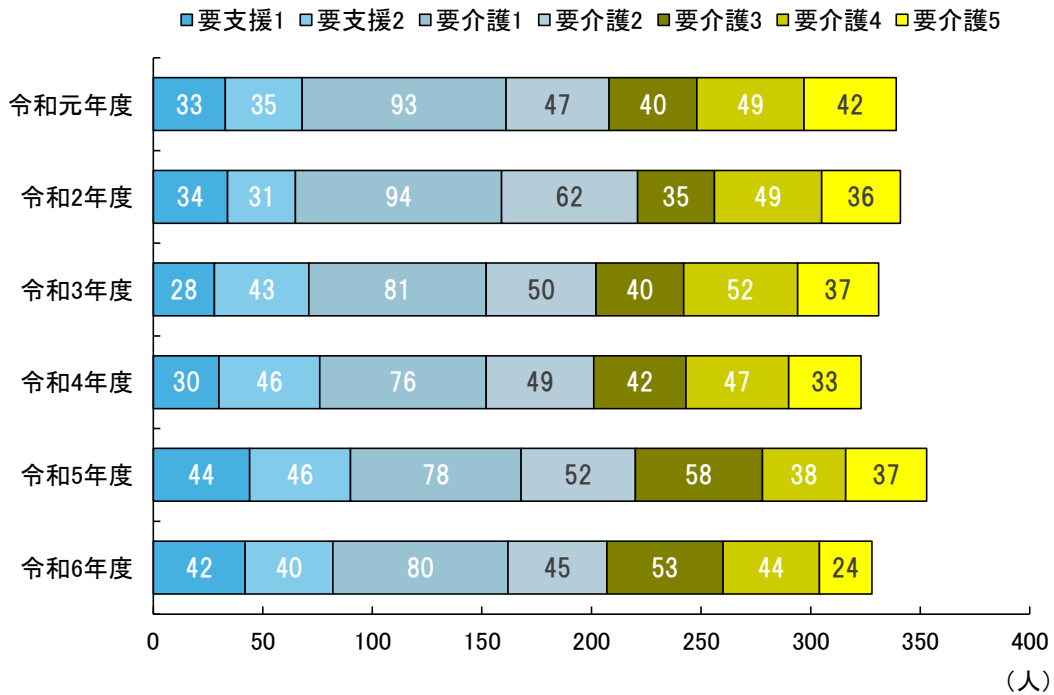
資料：国勢調査

▼要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

▼要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

▼身体障害者手帳所持者の障がい内容・要求別の状況（令和7年4月1日現在）

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	3人	4人		1人			8人
聴覚障がい		4人	3人	2人		11人	20人
言語機能障がい				3人			3人
肢体不自由	3人	20人	26人	43人	13人	9人	114人
内部障がい	40人		15人	23人			78人
合計	46人	28人	44人	72人	13人	20人	223人

資料：福祉課

▼療育手帳所持者数の内訳（令和7年4月1日現在）

	最重度	重度	中度	軽度	合計
	A1	A2	B1	B2	
18歳未満		3人	1人	3人	7人
18歳以上	4人	10人	13人	15人	42人
合計	4人	13人	14人	18人	49人

資料：福祉課

▼精神障害者保健福祉手帳所持者（令和7年4月1日現在）

1級	2級	3級	合計
4人	18人	10人	32人

資料：住民課

▼ひとり親家庭の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
母子家庭	27世帯	33世帯	34世帯	34世帯	39世帯
父子家庭	4世帯	3世帯	4世帯	3世帯	3世帯
合計	31世帯	36世帯	38世帯	37世帯	42世帯

資料：福祉課

▼生活保護の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯	16世帯	18世帯	20世帯	20世帯	19世帯
被保護人員数	20人	21人	22人	26人	25人

資料：福祉課

▼シルバータクシー助成事業実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録世帯	546世帯	555世帯	593世帯	594世帯	599世帯
件数	4,120件	4,301件	4,551件	4,483件	4,450件
決算額	3,979,030円	4,244,930円	4,887,380円	4,905,240円	4,820,020円

資料：福祉課

基本方針

多様化する福祉課題に対応し、安心して生活が送れるように、地域での支えあいや助けあいが重要となっています。その中で、各福祉分野でのサービスの充実が求められています。

高齢者が住みなれた地域で、健やかでやすらぎのある暮らしができる支えあいのまちづくりを目指し、総合的な保健医療・福祉・介護サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの実施に向け、高齢者施策を推進します。

障がい者が住みなれた地域で、安心して自立した生活を過ごすことができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実を図るとともに、障がいのある人もない人もお互いに理解し、支えあうことができるような福祉教育の推進や啓発・交流活動などの促進、及び相談支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、相談窓口を充実し、自立に向けた支援を行います。

生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、和歌山県と連携し、生活困窮者自立支援制度の普及を促すために相談窓口の充実を図ります。

主要施策

1 高齢者福祉の充実

ア 高齢者の生活支援の充実

- 住みなれた地域で元気に暮らせるよう、地域包括ケアシステムの中心としての地域包括支援センターの機能を強化し、高齢化への対応を今後も継続します。
- 介護予防・生活支援サービス事業の実施に向け、先進事例の研究、研修への参加、地域における担い手の把握など、関係者で検討を行い、導入を促進します。
- 地域全体で認知症の人の生活を支えることができるよう認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症の見守りや早期発見・早期対応ができるよう、また、認知症になっても住みなれた地域で生活を送ることができるよう取組を進めます。
- 高齢者が安全で安心して自立した生活ができるよう、シルバータクシー助成事業の拡大や福祉有償運送事業等の充実を図ります。

イ 高齢者保健サービスの充実

- 総合相談の様々な相談から、介護予防対象者を基本チェックで把握し、通所や訪問の事業により支援します。

ウ 高齢者の健康づくりの充実

- 介護予防を目的とした健康相談、介護予防教室、訪問指導を積極的に実施し、一般高齢者の健康づくりに関する多様なニーズに対応できるよう取り組みます。

- 介護予防教室等で、対象者に応じたフレイル（虚弱）対策を行います。
- 高齢者が身近な場所で気軽に集まり、交流できるサロン事業の充実を図ります。
- 高齢者と関係機関、地域団体と連携し、交流できる機会の充実を図るとともに、保育園児や幼稚園児などとの世代間交流を推進します。

エ 介護保険制度の充実

- 利用者や事業者、行政と一体となり、サービスの質の向上を積極的に支援し、介護保険サービスの適正な利用を促進します。また、住民の互助を支援する生活支援体制整備事業を推進します。

オ 高齢者を支える地域ケア体制の充実

- 高齢者一人ひとりに合わせたサービスを提供するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどを一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進します。
- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の整備を引き続き推進します。
- 地域の高齢者等の見守りサービスとして、「緊急通報システム事業」・「見守り電話サービス事業」を民間事業者と連携して提供します。
- 高齢化の進展を踏まえ、介護・福祉・保育等の地域を支える業務に従事する方々の養成・確保策を検討し、福祉分野の人手不足解消を図ります。
- 災害時要援護者の台帳整備の充実を図るとともに、地域住民や消防団等との連携により、災害発生時に、迅速に避難・救助活動、安全確認ができるよう体制づくりを推進します。

カ 高齢者にやさしい施設整備

- 住みなれた自宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の住宅改修について、町民に周知し、住宅のバリアフリー化に取り組みます。
- 公共施設のバリアフリー化を引き続き推進します。

2 障がい者福祉の充実

ア 教育・啓発活動等の推進

- 障がいのある人が誤解や偏見、社会的な不利益を受けないよう、障がい者差別解消協議会や自立支援協議会の権利擁護部会を通して、引き続き啓発に努めます。
- 広報活動の充実を図るため「広報くどやま」へ定期的に障がい者福祉に関する情報を掲載し、広く正確な情報の普及に努めます。
- 小・中学生が障がいのある人に対して理解を深めることができるよう、学校教育において、福祉教育の充実を図ります。

イ ネットワーク化によるサービスの充実

- 橋本・伊都地域自立支援協議会を中心として、個別困難事例等のケース会議を通し、伊都・橋本地域での問題点を解消するため、関係機関との連携を強化します。

- 橋本・伊都障がい者相談支援センターの上部組織である橋本・伊都地域基幹相談支援センターにおいて、相談支援の一層の充実を図ります。
- 橋本・伊都障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業に向けた相談、職場実習や職業準備訓練等の斡旋、就職活動の支援を促進します。

ウ まちのユニバーサルデザイン化の推進

- 私鉄駅や道の駅におけるバリアフリー化を促進し、町内の歩道の整備、道路障害物の排除等、交通のバリアフリー化を推進します。
- 公共建築物等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- 身体に障がいのある人が在宅で自立した生活を送るため、住宅改善に関する相談とともに、住宅改造助成制度の活用による住宅の改善、ユニバーサルデザイン化を促進します。

エ 安全・安心な暮らしの推進

- 災害時における支援体制を整備するため、地域において自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が連携して、災害時要配慮者情報を共有するとともに、避難誘導マニュアルを整備し、災害や緊急時における安全を確保します。

オ 社会参加のための支援の充実

- 障がい者の雇用促進のための啓発を推進します。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。
- 各種団体と連携し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- 本人・家族が相談できるよう、障がい者相談支援員に結び付くようにし、社会参加の糸口を作ります。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。引き続き九度山町身体障害者会への補助を行い、会員募集の案内をします。

カ 障害者総合支援法に基づく取組の推進

- 家族との同居やひとり暮らしが困難な要援護者が、可能な限り自立して地域で暮らせるように、グループホームの確保に努めます。

3 ひとり親家庭の支援

ア 経済的自立の支援

- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金などの経済的支援とともに、母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業の相談などの就業支援を行い、自立を促します。

イ 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援やひとり親家庭が抱える問題の各種相談の充実に努めます。

4 生活困窮者の支援

ア 生活困窮者自立支援制度の推進

- 生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度に基づき、和歌山県と連携した相談窓口の充実を図り、就業支援や生活困窮世帯の子どもの学習支援を促進します。
- 生活困窮者が在宅生活の維持が困難となっても、国城寮などの施設を活用することにより、圏域で安心して生活ができるよう支援を進めます。

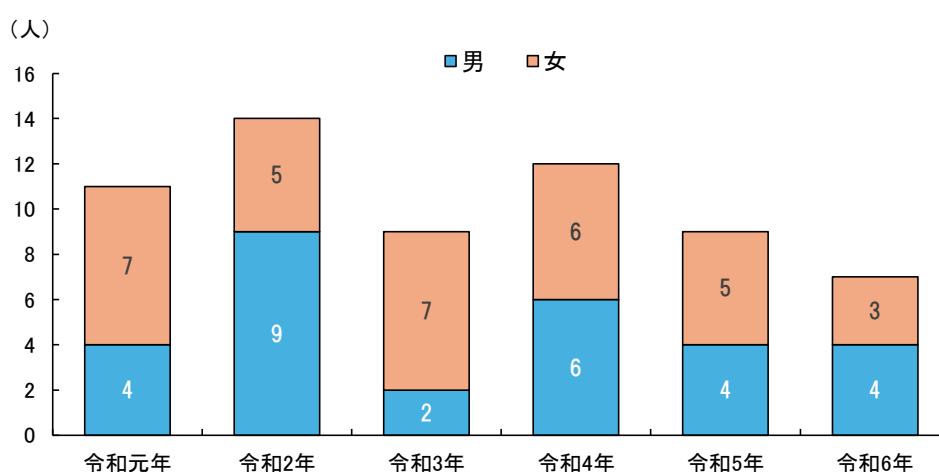
5-3 子育て支援の充実

現況と課題

本町では、九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））で子ども・家庭・地域がつながるまちづくりを基本理念に掲げて、子育て世代が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

令和8年度に開設予定の「九度山町こども家庭センター（仮称）」を基盤として、地域における子育て支援の充実を図っていきます。

▼出生数の推移



資料：和歌山県人口動態統計

▼九度山保育所入所者数と充足率の推移（各年度4月1日）

	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	計	定員	充足率
令和2年	0人	22人	11人	28人	61人	60人	102%
令和3年	3人	15人	18人	28人	64人	60人	107%
令和4年	0人	23人	4人	31人	58人	60人	97%
令和5年	1人	15人	9人	21人	46人	50人	92%
令和6年	2人	13人	10人	13人	38人	40人	95%

資料：福祉課

基本方針

本町の出生数は年間10人未満と減少傾向となっていることから、行政と地域が一体となって一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、きめ細かな支援を行うことを基本とします。

本町の子育てに関する基本理念は「～子ども・家庭・地域がつながるまちづくり～」とし、九度山町子育てに関する基本方針は、「①子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支えるまちづくり、②家

イ 子育て支援団体の育成

- 地域で活動している子育て支援団体やネットワークについての情報提供を推進します。
- 子育てサークル活動への参加の促進と各サークルが自立した活動ができるよう、各種団体の情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりや学童保育の充実を図ります。

ウ 地域で取り組む子育て支援の促進

- 地域における子育て支援の基盤として「子育て支援センター」の機能の充実を図っていきます。
- 地域で活動する主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員の連携を密にし、広報や各種研修会への参加の促進により、地域における子育て相談や訪問事業を含めた支援体制の充実を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会は、町内の子どもや妊婦への虐待の発生予防・早期発見・早期対応するため支援体制を充実し、「九度山町こども家庭センター（仮称）」とも連携していきます。